

Applying IFRS

新型コロナウイルスの代替
的な業績測定値及び開示へ
の影響

2020年5月



EY

Building a better
working world

目次

1. 背景	2
2. APMに関する会計上及び規制上の要求事項	3
2.1 IFRS 上の要求事項	3
2.2 規制当局の要求事項	3
3. 新型コロナウイルスの影響を APM 及び開示に反映する方法	5

重要ポイント

- ▶ 財務情報に関するコミュニケーションにおいて代替的な業績測定値 (APM) を使用することで、新型コロナウイルスの感染拡大の企業業績、財政状態又はキャッシュ・フローへの影響が特定され、財務諸表利用者に貴重な知見を提供する。
- ▶ 財務諸表上で APM が表示又は開示される場合には IFRS の規定が適用されることになる。
- ▶ 多くの法域で様々な規制当局が、財務情報に関し企業が考慮する必要がある APM ガイドラインを公表している。
- ▶ 企業が新型コロナウイルスの感染拡大の影響を示すために新規の又は調整後の APM を用いる場合、APM について理解できるように、これらの APM を詳細に説明する開示が重要となる。

1. 背景

新型コロナウイルスの感染拡大による世界経済の混乱が続く中、企業は年次又は期中報告期間の IFRS 財務諸表において、この危機がその財務上及ぼす影響を伝えようとしている。

新型コロナウイルスの感染拡大が財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローにどのように影響を及ぼしているかを伝えるために、企業の経営者は、IFRS で求められる測定値以外に、調整数値、一般に公正妥当と認められる会計基準上は使用されていない測定値(非 GAAP 測定値)、経営者業績指標(MPMs)又は代替的な業績測定値(APMs)などと呼ばれる様々な財務測定値を使用する場合がある。本稿ではそうした測定値を APM と呼んでいる。

多くの企業が、財務情報に関するコミュニケーションを行う上で APM は重要な要素であると考えている。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大に関し幅広い多岐にわたる APM の使用は、適切な説明と開示を伴わなければ、財務情報の利用者に混乱や誤解を与える可能性がある。

財務情報に関するコミュニケーションを補足するために APM を用いる企業は、一部又はすべての APM、APM 関連の開示を、財務諸表外又は財務諸表内のいずれでも行うことができる。APM としては、以下のような財務測定値が挙げられる。

- ▶ IFRS には定義されていない、財務諸表に表示又は開示される小計
- ▶ 財務諸表に表示されている測定値を調整することで計算される、財務諸表の外に表示される金額
- ▶ 財務諸表に表示される、例えば様々な比率、利益率及びリターン測定値などの測定値を組み合わせた数値

APM の詳細については弊社刊行物「*Applying IFRS: Alternative Performance Measures*」(2018 年 10 月)を参照されたい。¹

新型コロナウイルス感染拡大の結果、多くの企業が過去にすでに提供していた APM に加えて新しい APM を提供することを検討している。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を織り込むために既存の APM を調整する企業もあるだろう。さらには、新たな APM の導入や既存の APM を調整せずに、この感染症の世界的流行がどのような影響をもたらしているか、あるいは将来にどのような影響が見込まれるかについて詳細な情報開示を提供することを検討している企業も存在する。実際には、新しい開示の追加と新しい APM の導入又は調整には、いくらかの微妙な違いがある。しかしながら、影響に関し独立した定量的見積りを提供することは、一般的に追加的な開示になり、他方、同じ定量的見積りについて IFRS 業績測定値を調整することは、一般的に APM になると考えられる。前者では単一の影響に関する測定値が開示されるのに対し、後者の場合には、IFRS に従って表示される又は開示される測定値に対応する代替的な業績測定値が提供されるからである。後者の例としては、IFRS に従って表示された損益と、新型コロナウイルス感染拡大の影響について調整される損益関連測定値が挙げられる。

1. ey.com/IFRS で閲覧可能

2. APM に関する会計上及び規制上の要求事項

2.1 IFRS 上の要求事項

IFRS では、財務諸表上 APM を表示及び開示する場合に一定の柔軟性が与えられている。しかし、IFRS では、企業が APM を使用する上で留意すべき規定が含まれており、特に以下に注意を払わなければならない。

- ▶ IAS 第 1 号「財務諸表の表示」は、企業に対し、IFRS 財務諸表を明瞭に特定し、同じ公表書類中の他の情報と区別することを求めている。²
- ▶ IAS 第 1 号は、一般的に固有の独立した表示科目の開示を求めているが、それは重要性がある場合のみとなる。³
- ▶ 企業は、企業の財政状態又は財務業績の理解に目的適合性がある場合には、追加的な表示項目及び小計を表示しなければならない。⁴ その場合、IAS 第 1 号は、小計を構成する表示項目が明瞭かつ理解可能となる方法で名称を付すこと、IFRS で要求される小計や合計よりも目立つ表示はしないことなど、一定の要件を定めている。⁵
- ▶ IAS 第 1 号及び IAS 第 34 号「期中財務報告」は、重要性がある収益又は費用項目の内容及び金額を個別に開示しなければならないと定めている。IAS 第 1 号は特に、企業が収益又は費用のいかなる項目も「特別（異常）項目」として表示することを禁止しているが、「例外的」又は「通例でない」という用語については何も触れていない。⁶
- ▶ 財務諸表のどこにも表示されていないが、財務諸表の理解に目的適合性がある情報については財務諸表の注記に開示しなければならないとする要求事項がある。⁷ 表示項目又は小計が、財務業績又は財政状態の理解に目的適合性があるという理由で含まれている場合、当該項目の定義及び説明は財務諸表の理解に目的適合性があるということになる。

2.2 規制当局の要求事項

様々な法域の規制当局が、財務情報に関するコミュニケーションにおいて、財務諸表の外で APM を使用する場合のガイドラインを公表している。そうしたガイドラインの目的は、企業が APM の表示においてグッド・プラクティスを採用することを要求又は奨励することである。それぞれの規制当局が公表しているガイドラインにおける要求事項は以下のようにまとめられる。⁸

2 IAS 第 1 号第 49 項

3 IAS 第 1 号第 54 項及び IAS 第 1 号第 82 項

4 財政状態計算書については IAS 第 1 号第 55 項、損益計算書については IAS 第 1 号第 85 項を参照

5 財政状態計算書については IAS 第 1 号第 55A 項、損益計算書については IAS 第 1 号第 85B 項を参照

6 IAS 第 1 号第 87 項、IAS 第 1 号第 97 項及び IAS 第 1 号第 98 項

7 IAS 第 1 号第 112 項(c)及び IAS 第 34 号第 15 項

8 ガイドラインの要約部分は、証券監督者国際機構 (IOSCO) が 2016 年 6 月に公表した「Statement on Non-GAAP Financial Measures」をベースとして作成した。同様の APM ガイドラインを公表している各地域の規制当局もあり、よってこの総括的な要約は既存の APM の完全な一覧を表すことを意図していない。

IAS 第 1 号は、企業の財政状態又は財務業績の理解に目的適合性がある場合には、追加的な表示項目及び小計を表示しなければならないと定めている。

APM の表示は、APM の財務諸表上での表示に関して各地域の規制当局による制限がある場合、その影響を受ける可能性がある。

- ▶ **偏りが無い:** APM に偏りが存在してはならず、例えば、不利な情報が市場に提供されるのを回避するために使用してはならない。
- ▶ **目立つ:** APM は、IFRS に従って計算され表示されている最も直接的に比較可能な測定値よりも目立つ方法で表示してはならない。
- ▶ **比較可能数値及び一貫性:** APM は、過年度の財務報告書に表示された比較情報を含まなければならない。その定義は年度ごとに変わるものであってはならず、その表示は表示期間全体にわたって一貫していなければならない。しかし、APM の構成項目を変更する必要がある場合には、その変更内容と変更する理由を説明しなければならない。また、過年度に重要な影響が生じた場合、APM を遡及的に調整しなければならない。
- ▶ **名称:** APM に関しては、名称は、APM を記載する場合に使用する見出し又は内容を指す。APM は、IFRS 測定値と区別できる方法でその名称がつけられなければならない。名称は意味を持ち、APM の構成項目を反映するものでなければならない。
- ▶ **定義:** APM の定義は計算根拠を明確に説明するものでなければならない。
- ▶ **調整:** APM は財務諸表に表示される最も直接的に比較可能となる IFRS 測定値に調整できなければならない。調整内容を説明しなければならない。
- ▶ **説明:** 企業は、APM を開示する理由を、なぜその情報が有用であるかを含め説明しなければならない。
- ▶ **表示箇所:** 一般的に本ガイドラインは、企業が財務諸表の外で開示する APM に適用される。
- ▶ **保証:** ここに要約している規制当局公表のガイドラインには、一般的に APM 測定値に対する保証に関する特定の要求事項は含まれていない。

欧州証券市場監督局(ESMA)は、2020年4月17日付で公表した刊行物「Questions and Answers, Guidelines on APMs」において、新型コロナウイルスの感染拡大がその営業活動に及ぼす影響を伝えるために、企業が新規の又は調整後の APM を開示する可能性を認識している。Q&A 形式による刊行物により、「定義」、「一貫性」、「偏りが無い」、「目立つ」及び「説明」など、上述の APM に関するガイドラインのいくつかの要件を読者は改めて確認することになる。また同刊行物は、新型コロナウイルスに直接関係する既存の APM を調整する及び(又は)新しい APM を導入する場合には注意を払う必要があると述べている。

ESMA は、企業は「意図した調整又は新規の APM が、市場に透明性のあるかつ有用な情報を提供するものであるか、市場に開示される APM 及び財務情報の比較可能性、信頼性及び(又は)理解可能性を改善するかを慎重に評価しなければならない」と述べている。⁹ ESMA はまた、新型コロナウイルスの影響が財務業績、財政状態及び(又は)キャッシュ・フロー全体に及ぶ場合には、この目的を達成することはできないと強調している。その代わりに、企業は新型コロナウイルスの感染拡大が営業活動及び業績に及ぼしている現在の影響や及ぼすと見込まれる影響、不確実性の水準、講じた又は講じる予定の対応策、ならびに APM の算定に用いたインプットを決定する際に使用した仮定及び見積り(例: 減損損失、予想リース料の減額又は受け取った補助金)への影響について説明する開示及び情報を改善すべきであると述べている。

⁹ 2020年4月17日公表の「Questions and answers - ESMA Guidelines on Alternative Performance Measures (APMs)」の質問 18 を参照

米国証券取引委員会(US SEC)のスタッフは、その開示ガイダンス Topic 第9号「新型コロナウイルス(Covid-19)」において、新型コロナウイルスの感染拡大の影響に関して調整した非 GAAP 測定値を表示する企業に対する留意点を提供している。特に、そうした測定値又は計数がなぜ有用であると考えているのか、投資者が新型コロナウイルスの感染拡大が企業の財政状態及び経営成績に及ぼす影響を理解するのにどのように役立つのかを明確に説明しなければならないとしている。¹⁰ さらに、ガイダンスは、新型コロナウイルスの世界的流行の影響により会計上の測定を未だ完了していない場合には、非 GAAP 測定値を暫定的な GAAP 金額に調整することも可能であると述べている。

US SEC のスタッフガイダンスを適用する場合、我々は、企業は非 GAAP 測定値を調整することはできるが、そうした調整は新型コロナウイルスの感染拡大に明らかに関係して発生し、通常の営業活動とは区別され、増分である、費用又は利得に、通常、限定されるべきであると考えている。しかし、新型コロナウイルスの影響がなかった場合の業績や財政状態を表すための、収益の減少額の見積り又はそうした調整を含む非 GAAP 測定値は適切ではない。

弊社のコメント

- ▶ 財務情報のコミュニケーションにおいて財務諸表内又は財務諸表外で APM を使用することが幅広く見られるようになっている。そのため規制当局が APM の選択、表示及び構成項目について対応し、ESMA 及び US SEC は上述のようなガイドラインを公表し、それを補強している。

3. 新型コロナウイルスの影響を APM 及び開示に反映する方法

追加的な表示項目又は小計を含む場合の規定と同様に、企業は APM に関して、どの情報が財務諸表の理解に関連性があるかを検討するにあたり判断が必要となる。

APM や表示項目の追加及び追加的な開示など、企業が新型コロナウイルスの感染拡大の影響に関する情報を提供するためには様々な方法がある。例えば、企業は基本財務諸表に追加の表示項目又は新しい APM を表示すること、財務諸表の注記において新規の又は調整後の APM を開示すること、あるいは APM を用いずに、感染拡大の影響の定量的見積り又は定性的説明を注記に開示することがある。さらに、企業は、新規の又は調整後の APM を、財務諸表内、財務諸表外又はその両方で使用することもできる。

適切な APM やその計算に適切なインプットを識別するためには、財務諸表を理解するためには何が適切かを決定するための判断が求められる。利益測定値が最も一般的であるが、貸借対照表項目及びキャッシュ・フローに基づく測定値もまた関連する情報を提供する。例えば、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を伝えるために、幅広い会計上の測定に影響を受ける項目(例: 棚卸資産、のれん、耐用年数が確定できない無形資産などの項目を含む資産の減損に影響を受ける項目)に基づく APM を、検討中の企業もある。

¹⁰ US SEC スタッフ Division of Corporation Finance Disclosure Guidance: Topic No. 9, 新型コロナウイルス(COVID-19).

新型コロナウイルスに関連する APM、追加的な表示項目及び追加の開示のうち、企業が考慮している可能性があるものは、次のような主要な区分に要約することができる。

- ▶ 「未配賦新型コロナウイルス関連費用」: この測定値は、損益計算書に表示される売上原価を 1 つ以上の表示項目に区分表示することに関する。すなわち、新型コロナウイルスの感染拡大に起因する配賦されない売上原価は、残りの売上原価とは区別して表示される。売上原価の区分表示した項目の合計が小計として表示される場合に、この表示形式は、単に表示項目の構成内容を明記しているに過ぎない。しかし、営業利益などの利益測定値が、「未配賦費用前」として表示される場合、APM が別個に導入されることになる。この測定値は基本的には、利用者が、新型コロナウイルスの感染拡大が売上原価に及ぼす影響を理解するのに役立つかもしれない。しかし、企業が未配賦の新型コロナウイルス関連費用を識別するには相当の判断が求められ、したがって、利益測定値に経常的な費用を織り込まず、極めて主観的で比較可能性に欠ける APM を表示してしまう危険性がある。その場合、APM は IFRS の規定及び財務諸表の外で表示される APM に適用される規制当局のガイドラインの両方に準拠しないことになる。
- ▶ 「増分新型コロナウイルス関連費用」: この測定値は、新型コロナウイルス感染拡大により発生したすべての増分コストを含む独立した表示項目の表示に関する。我々は、そうした費用は、新型コロナウイルス感染拡大に直接起因し、以下の両方に該当することが必要であると考えている。
 - a) 感染拡大前に発生したコストを増加させるものであり、危機が収束し営業活動が正常に戻った後は、再び発生することがない
 - b) 正常な営業活動とは明確に区別できる。

例えば、通常の業務を行うにあたり、より高いリスクを負う従業員を補償するための一時的な割増給与、より完全にかつ(又は)回数を多くした施設の清掃及び除菌作業に関する費用、感染症拡大に直接起因して引き起こされる解約手数料又は契約の解除、契約条項に従って発生する違約金は、いずれも増分的かつ新型コロナウイルスの感染拡大の結果として生じるものであり、正常な営業活動とは区別されるであろう。その一方で、不稼働の従業員に対する支払いや賃料、一時的な施設の休止や稼働率の低下期間に支出された過剰生産能力に関連する費用、通常の業務を遂行するための超過勤務手当の従業員への支払い及び通常の在庫費用に上乗せされる支払い(例: 出荷費用)に関連するその他の経常費用(例: セキュリティ、電気ガス光熱費、保険及びメンテナンス費用)は、一般的に増分でなく区別されることはないであろう。

何が増分になるか否かを決定するためには相当の判断が求められる。したがって、企業は過度に主観的にならないようにしながら、増分新型コロナウイルス関連コストを区分することが可能かどうかを慎重に判断しなければならない。このような理由から、開示の拡充及び増分コストを識別するために用いた判断基準の説明は非常に重要になるであろう。

- ▶ 「期間の分解」: この測定値は、報告期間における収益及び費用を月次ごとに分解した情報を含む開示に関する。月次の分析は、新型コロナウイルスの感染拡大に最も影響を受けた月を利用者に示すことを目的としている。また、追加的な情報が提供されることによって、財務諸表利用者が過去の IFRS ベースの情報と比較可能にすることも目的としている。月次の分解が開示される場合には、信頼性を欠き誤解を与える可能性のある開示となりうる主観的な仮定を行うことなく、企業が分解した水準で信頼性のある情報にアクセスできることが前提となる。

- ▶ 「詳細な新型コロナウイルスに関する開示」: 企業は、財務諸表の注記又は他の箇所において、新型コロナウイルス感染拡大の財政状態、業績及びキャッシュ・フローへの影響の詳細な分析を別個に開示する。分析には、不確実な見積りに関する感応度分析や営業活動の中断に対して経営者が講じた対応策に関する情報も含まれるかもしれない。新型コロナウイルス関連 APM を基本財務諸表に表示するのは異なり、このアプローチは、誤解を与える情報提供リスクが低いため、新型コロナウイルスの影響を特定する方法として問題となる可能性は低いと考えられる。
- ▶ 「測定値であるかのような APM」: 測定値であるかのような APM は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を伝えるのに適切ではない。そうした測定値は、新型コロナウイルスの感染拡大が発生していなければ業績はどのようになっていたかを示す喪失した収益の推定値を含むなど、営業活動の正常な状態を表すための APM に対する調整に係る。

弊社のコメント

- ▶ 企業は、「未配賦新型コロナウイルス関連費用」及び「増分新型コロナウイルス関連費用」などの測定値を導入する場合に、感染の世界的流行の影響を完全に反映することができないという課題、さらには感染の世界的流行に影響されることのないコストを含めてしまうリスクを慎重に検討しなければならない。
- ▶ 企業は、新型コロナウイルス関連の APM(例:最低限の表示項目に関する要求(IAS 第 1 号第 54 項及び第 82 項))や、企業の財政状態及び業績の理解に関連性がある追加的な表示項目の使用(IAS 第 1 号第 55 項及び第 85 項))を検討する場合には、IAS 第 1 号の規定を慎重に検討しなければならない。特定の事実及び状況によっては、最低限求められる表示項目をさらに追加の表示項目に分解することは、新型コロナウイルス感染拡大が発生しなければ合算して表示されていた単一の小計項目に、それらが合算される限り認められるであろう。
- ▶ 現在の環境において、表示項目を追加するには、それらを定義し、その構成要素を説明し、目的適合性を高める情報を提供するような十分な開示が伴っていないなければならない。しかし、新型コロナウイルス関連 APM に関する企業間の比較可能性は、APM を客観的に構築するための一般に公正妥当な方法がない中では、大きな課題になるであろう。特定の事実及び状況次第では、新しい APM を導入する又はその調整を行うよりも、新型コロナウイルスの影響を説明する開示を別個に提供の方が問題になる可能性が低いと考える企業もあると思われる。

EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jp をご覧ください。

© 2020 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は EYG No. 002897-20Gbl の翻訳版です。

shinnihon.or.jp